

県の対応方針（改訂案）

令和2年3月23日

1 感染者に対して積極的疫学調査を徹底することとし、濃厚接触者に対して、14日間、健康観察を実施するとともに、外出自粛など感染者を増やさないような行動を要請する。

2 県の主催するイベント等・公の施設について、基本的に以下のとおりとする。

(1) 県内で圏域ごとに取扱いを決めるイベント等・公の施設

国の専門家会議（3/19）が指摘する三地域※1について、県内の7圏域（二次医療圏単位※2）のどれに該当するかを設定し、地域ごとに取扱いを定める。

地域※1	一例	取扱い※3
(A) 感染状況が確認されていない地域	感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	実施又は通常開館等を行う
(B) 感染状況が終息に向かい始めている地域・一定程度に収まってきている地域	感染者が一定数に収まっている	感染対策を徹底の上、状況に応じ、実施又は開館等を行う
(C) 感染状況が拡大傾向にある地域	クラスターを含め感染者の発生が続発している	原則、中止・延期・規模縮小・利用制限等（以下「制限等」）を行う※4

※1 圏域ごとに1例目が発生した場合は(B)地域とするほか、該当状況は迅速に公表

※2 ①延岡市・西臼杵郡圏域、②日向市・東臼杵郡圏域、③宮崎市・東諸県郡圏域、④西都市・児湯郡圏域、⑤日南市・串間市圏域、⑥都城市・北諸県郡圏域、⑦小林市・えびの市・西諸県郡圏域

※3 実施等に当たり、感染対策の工夫などについて福祉保健部が相談に応じる

※4 ただし、入学式など、参加者が限定され、かつ日程の変更や中止が困難なものは、感染対策を徹底し、個別に開催を検討する

(2) 県内の全域で、原則、制限等するイベント等

①全国から不特定多数の人々が集まる大規模なもの

②(i)換気の悪い密閉空間、(ii)人が密集している及び(iii)近距離での会話や発声が行われるという3条件が同時に重なるもの

(3) 実施等する場合には、高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い方の参加の自粛を求めることを含め、感染対策（例は別紙）を徹底する。

3 県民や市町村等に対して、一律の要請は行わないが、県の方針を踏まえた対応を要請する。

4 高齢者、未就学児、障がい者（児）等が利用する社会福祉施設等（通所・短期入所等に限る）において、利用者及び職員に感染者が確認された場合には、直ちに当該施設等に休業（休業期間やその他の対応方針を県と協議の上、決定することを含む）を要請する。

（注）この方針は、今後、感染者の発生状況等に応じて迅速に適用・見直しを行う。

【R2.3.24から適用】

○延岡市・西臼杵郡圏域以外の6圏域はA地域とみなす（感染者1例目（宮崎市）の濃厚接触者の健康観察期間は既に終了）

○延岡市・西臼杵郡圏域はB地域とみなす（感染者2、3例目（高千穂町）の濃厚接触者の健康観察期間は3月31日まで）

別添 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。